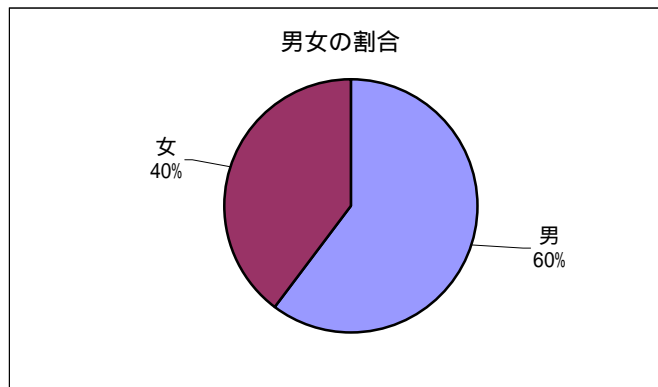


学生アルバイトの労働条件と待遇に関する実態調査結果

以下は、関西大学経済学部¹の学生101人に対して2003年12月にアンケートを行い、集計した結果である。アンケートを実施した授科目の配当年次の関係上、ほとんどが3回生の回答が中心である。

・男女の割合

	人数	構成比
男	61	60%
女	40	40%
計	101	100%



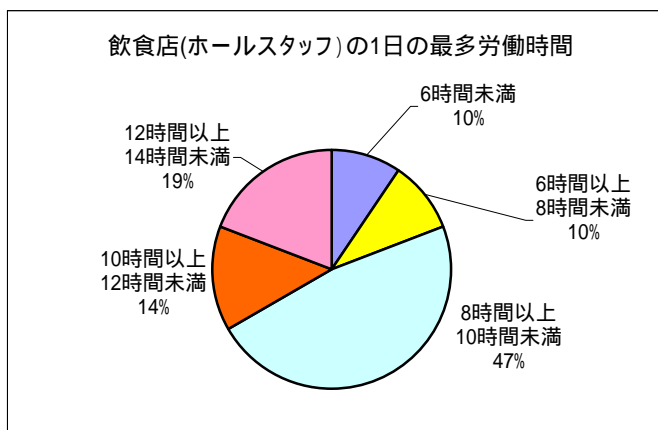
・現在しているアルバイトの主な職種について(図表省略)

最も多かったのが、飲食店(ホールスタッフ)の21人、次に飲食店(キッチン)の14人、コンビニ・スーパー店員の14人である。その他には、家庭教師・塾講師、菓子屋等の店員、CD・ビデオ・本屋等の店員、採点・試験監督、雑貨・小物販売、ホテルのフロントなどがある。

・1日の最多労働時間について(職種別)

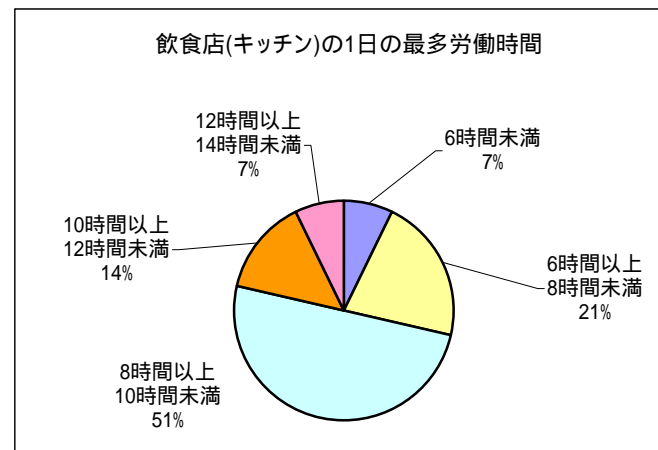
< 飲食店(ホールスタッフ) >

	人数	構成比
6時間未満	2	10%
6時間以上8時間未満	2	10%
8時間以上10時間未満	10	47%
10時間以上12時間未満	3	14%
12時間以上14時間未満	4	19%
計	21	100%



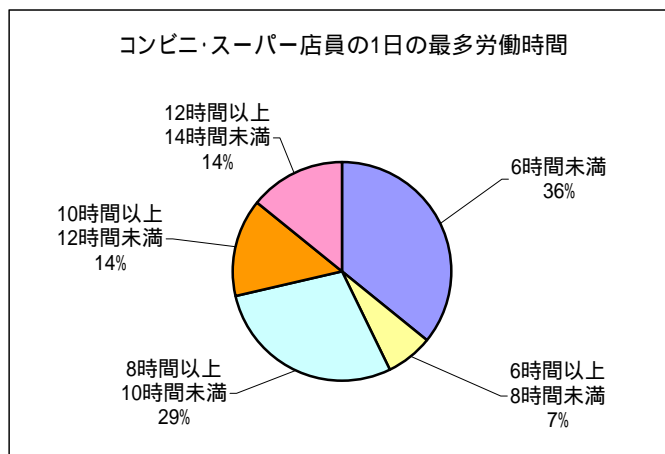
< 飲食店(キッチン) >

	人数	構成比
6時間未満	1	7%
6時間以上8時間未満	3	21%
8時間以上10時間未満	7	50%
10時間以上12時間未満	2	14%
12時間以上14時間未満	1	7%
計	14	100%



< コンビニ・スーパー店員 >

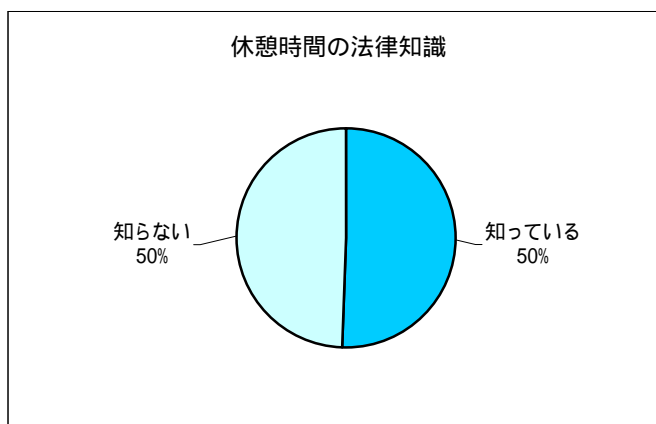
6時間未満	5	36%
6時間以上8時間未満	1	7%
8時間以上10時間未満	4	29%
10時間以上12時間未満	2	14%
12時間以上14時間未満	2	14%
計	14	100%



1日の最多労働時間については、第3位までの職種について述べることにする。飲食店(ホール)では、8時間未満は20%しかおらず、飲食店(キッチン)でも28%とかなり少ない。過半数以上の学生が8時間以上と長時間働いているといえる。これは、3年生になって授業が少なくなり生活リズムがバイト中心になってしまっていることによるのではないかとも思う。一方、コンビニ・スーパー店員の場合は、8時間未満が43%もいる。また、その他の職種では、模試の採点・試験監督、ホテルのフロントは8時間以上と長時間働いている人が多く、家庭教師は2時間から10時間と個人差がみられた。

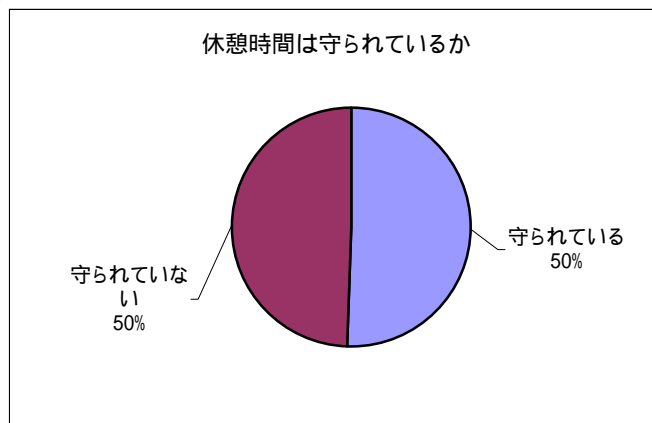
・休憩時間の法律知識について

知っている	51	50%
知らない	50	50%
計	101	100%



・実際に、休憩時間の決まりは守られているか

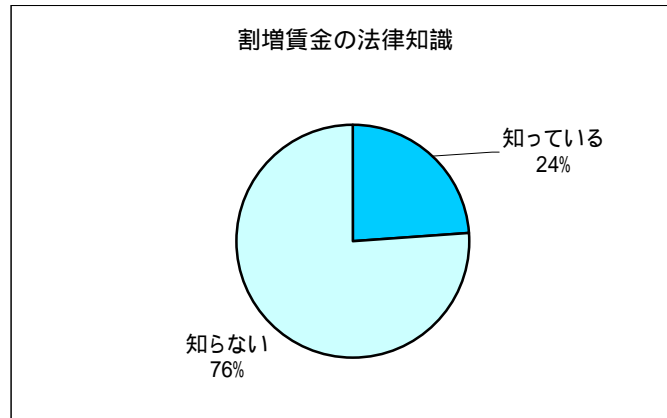
守られている	51	50%
守られていない	50	50%
計	101	100%



全体的にみるとちょうど半数ずつという結果だが、第3位までの職種別にみると飲食店(ホール)では、「守られている」が45%、「守られていない」が55%、飲食店(キッチン)では、「守られている」が61%、「守られていない」が39%、最後にコンビニ・スーパー店員は「守られている」が60%、「守られていない」が40%という数値を示した。同じ飲食店でも、ホールとキッチンでは16%も差があり、意外な結果となった。

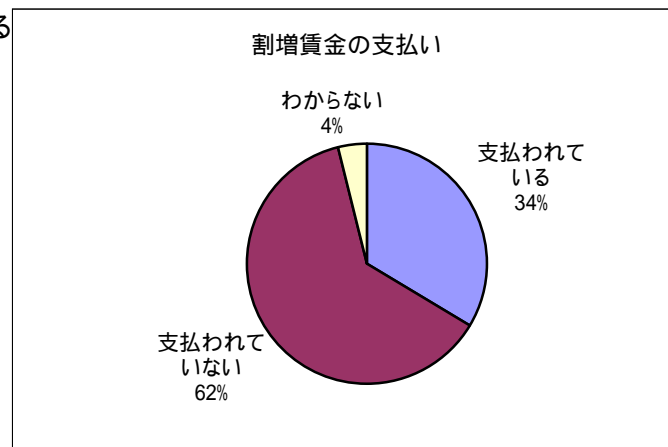
・割増賃金の法律知識について

知っている	24	24%
知らない	77	76%
計	101	100%



・実際に、割増賃金はきちんと支払われている

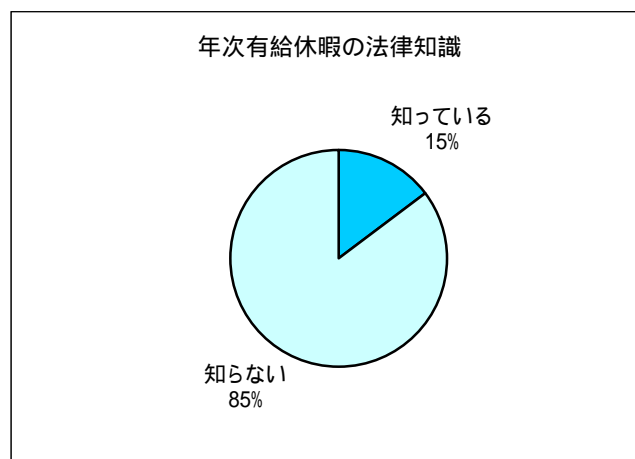
支払われている	34	34%
支払われていない	63	62%
わからない	4	4%
計	101	100%



この結果からわかるように、アルバイトであっても割増賃金が支払われることを知らないまま、働いている人が多いように思われる。また、「割増賃金がきちんと支払われていない 62%」という数値からは、いかにアルバイトが雇用者側から適当に扱われているか、ということがいえるのではないだろうか。

・年次有給休暇の法律知識について

知っている	15	15%
知らない	86	85%
計	101	100%

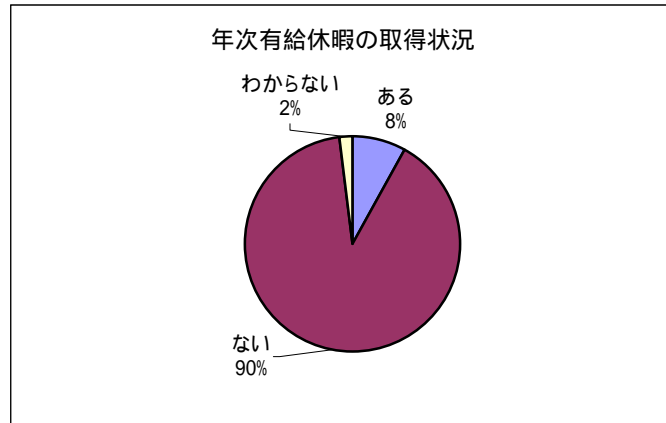


法律ではアルバイトでも雇入れの日から6ヶ月間継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤している場合、時間と日数と継続期間に比例して年次有給休暇を取得できることが定められている。(例えば、1日4時間で、週4日、6ヶ月の場合は7日)。グラフをみてわかるように、「知っている」人はわずか15%しかいない。おそらく、年次有給休暇というものは社員のためであって、アルバイトやパートでは取得できないと思って

いる人がほとんどであると思う。

・これまでのアルバイトで年次有給休暇を取得したことがあるか

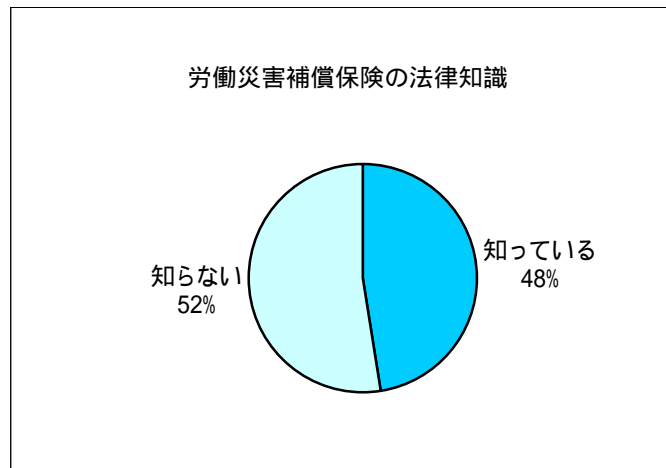
ある	8	8%
ない	91	90%
わからない	2	2%
計	101	100%



「年次有給休暇を取得することができる」という人が15%いるのに対し、実際に取得したことがある人はその数の8%である。やはり学生であるので全労働日の8割以上出勤している人は少なく、臨時的なバイトなどをめた結果、このような数値になったのではないかと考えられる。

・労働災害補償保険の法律知識について

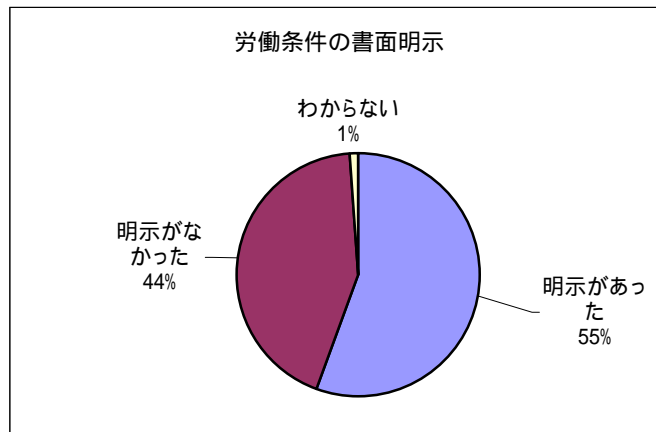
知っている	48	48%
知らない	53	52%
計	101	100%



法律知識の中でも、まだしも聞くことが多いのか、「知っている」人が48%もいて意外と多いように思う。

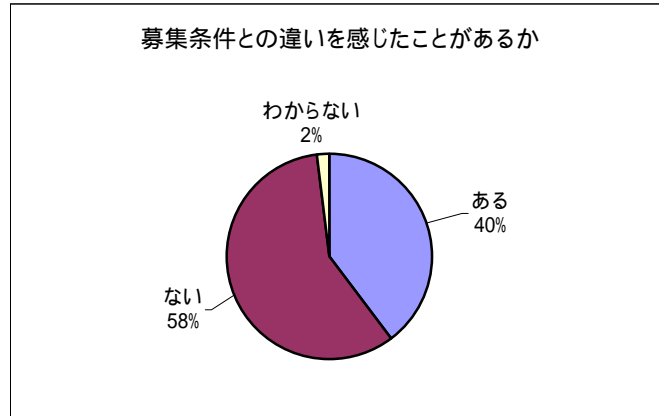
・アルバイトの採用の際、使用者からの賃金・労働時間・その他の労働条件の書面の明示について

明示があった	56	55%
明示がなかった	44	44%
わからない	1	1%
計	101	100%



・実際に働いて、求人募集に表示されていた労働条件と違うと感じたことはあるか

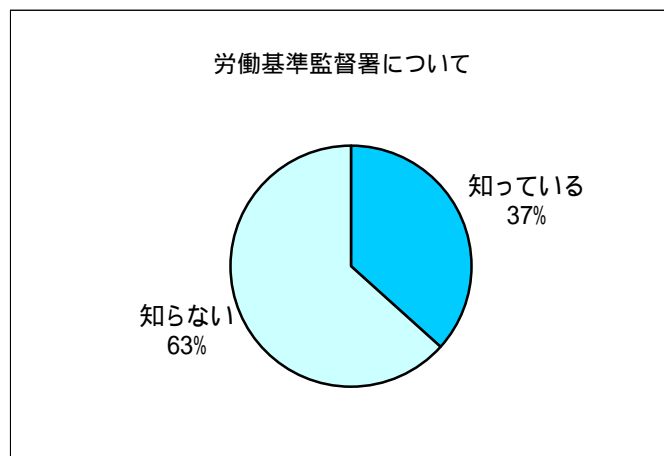
ある	40	40%
ない	59	58%
わからない	2	2%
計	101	100%



「ある」と答えた人の中で最も多かったのが「残業の押し付け労働時間の延長」の38%、次に「残業等の割増賃金の不払い」と「交通費の不払い」の19%であった。その他には「仕事内容、勤務日の削減、昇給しない」が挙げられていた。また、条件の食い違い、トラブル等に遭遇した場合の対処法として、最も多かったのが「職場の上司と話し合う」の51%、次に「あきらめる」の27%、「わからない」の11%であった。その他には「バイト仲間と相談する、辞める、バイト同士でぐちりあう」が挙げられていた。「学生相談所に相談する」と「学生課に相談する」は共に1%で、「労働基準監督署に届け出る」は2%という結果だった。後で働きにくくなるのが嫌であきらめて辞めてしまうのかと思っていたが、「職場の上司と話し合う」が過半数を占めているのは意外だった。学生相談所や学生課、労働基準監督署には頼らずに、自分で解決しようという傾向があるようだ。

・労働基準監督の存在を知っているか

知っている	37	37%
知らない	64	63%
計	101	100%



前の質問からわかるように「労働基準監督署に届け出る」という人がわずか2%しかいないので、存在を「知っている」人が37%というのも納得できるような気がする。しかし、学生は法律知識を知らなさすぎる。大学生において法律知識を得る機会がないので、学生がアルバイトをする際にトラブルを起こさないようにするため学生相談所や学生課、労働基準監督署などが法律知識を与える機会をつくるべきではないだろうか。